

令和4年度三井水道企業団 水道事業資金不足比率審査報告書

第1 審査の対象

1. 審査の対象

令和4年度三井水道企業団水道事業資金不足比率

2. 審査の期日

令和5年7月19日

3. 審査の方法

企業長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査した。

第2 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

令和4年度決算における流動負債の額272,271千円であり、流動資産の額は2,199,226千円となり、資金不足比率を算定すべき資金不足は生じていない。

経営は良好な状態にあると認められた。

記

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
三井水道企業団水道事業	—	20.0%

※資金不足比率は、資金不足額の発生がない場合は「—」で表示。

1. 資金不足比率の定義

資金不足比率とは、公営企業ごとの資金不足額が事業規模に対してどの程度あるかを示すもので、算定式は次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100 (\%)$$

$$\begin{aligned} \text{※資金不足額} &= (\text{流動負債} + \text{建設改良費以外の地方債現在高(注1)} - \text{流動資産}) \\ &\quad - \text{解消可能資金不足額(注2)} \end{aligned}$$

(注1) 欠損金を生じたことによる営業資金の不足を補うため、地方公営企業法第45条の規定により起こした赤字債と退職手当債の財政再建債、災害復旧事業の資金に充てるために起こした地方債の残高

(注2) 流動負債 + 建設改良費以外の地方債現在高 - 流動資産 > 0であれば算入

$$\text{※事業の規模} = \text{営業収益} - \text{受託工事収益}$$

2. 資金不足比率の算定数値(決算額)

(単位:円)

項 目		決 算 額
資金不足額	流動負債 A	272,271,048
	建設改良費以外の地方債残高 B	0
	流動資産 C	2,199,226,399
	解消可能資金不足額 D	0
	(A+B-C) - D	△1,926,955,351
事業の規模	営業収益 E	1,401,919,689
	受託工事収益 F	26,886,000
	E - F	1,375,033,689

$$\text{資金不足比率} = \frac{\Delta 1,926,955,351}{1,375,033,689} \times 100 (\%) = \text{—} \%$$

三井水道企業団水道事業の企業債には、建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こしたものはなく、資金不足額は、流動負債から流動資産を控除して算出することになり、流動資産が流動負債を1,926,955,351円超過しているため、資金不足額は発生していない。